

池田町合併処理浄化槽設置に係る施工基準

第1章 総論

第1節 目的

この浄化槽施工基準（以下「基準」という。）は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第5号の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽工事に関する関係法令に基づき、浄化槽工事業者が浄化槽を施工する際や、行政機関が施工状況を確認する際に留意すべき事項を定めることにより、適正な浄化槽工事を確保するとともに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2節 適用

1. この基準は、池田町浄化槽設置整備事業補助金を受けて設置する浄化槽設置工事に適用する。
2. 特記により定めがあるときは、これに従うこと。

第3節 定義

1. 浄化槽

建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）第35条第1項に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであって、かつ生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90%以上、放流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有し、かつ放流水の総窒素濃度が1リットル当たり20ミリグラム以下、又は総リン濃度が1リットル当たり1ミリグラム以下の処理能力を有するものをいう。

2. 設置者

建築物に関する工事の請負契約の注文者、又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

3. 浄化槽管理者

浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するものをいう。

4. 浄化槽工事業者

浄化槽法第21条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽工事業を営む者をいう。

5. 浄化槽設備士

浄化槽工事を実地に監督する者として浄化槽法第42条第1項の浄化槽設備士免状の交付を受けている者をいう。

第4節 一般事項

1. 浄化槽工事に際しては、周辺住民から苦情が出ないように十分配慮すること。
2. 工事中は第三者及び作業員の安全を確保するために必要な措置を行うこと。

第2章 工事前の調査・打合せ

第1節 浄化槽の選定

1. 浄化槽の処理対象人員の算定は、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）によることとするが、同算定基準但し書き2に基づき必ずしも浄化槽の人数が住宅の延べ面積のみで決定されるものではないことに留意すること。

第2節 現地調査及び設置計画の策定

1. 事前調査

浄化槽工事を行うにあたり、設置者等の立ち会いの下、浄化槽の設置予定現場の状況を確認すること。特に、以下の事項を確認すること。

- (1) 浄化槽の放流先が確保されているか、また占有等の協議が完了しているか。
- (2) 設置箇所のスペースが確保されているか。
- (3) 水道管、電線ケーブル等の占用物件の確認がなされているか。
- (4) 浄化槽設置届出書、浄化槽設置通知書又は建築確認等の内容適合通知書等の確認が済んでいるか。

2. 設置計画の策定

- (1) 浄化槽工事業者は、浄化槽の施工に際して現地調査結果により、設置者に十分に説明し、設置者の承認と協力を得た上で設置計画を策定すること。
- (2) 浄化槽本体工事及び管渠工事等において、施工する工事業者が異なる場合には、工事業者間で十分打合せること。
- (3) 関係者間の打合せ事項は、問題が生じないように書面により記録すること。

第3節 設置の届出

1. 施工にあたり都道府県知事に届出を行うこと（建築主事の確認を申請する場合は別途行うこと。）
また、同届出書（通知書）の市町村用を補助金申請前に必ず提出すること。
2. 届出後10日間を経過するか、工事に着手して良い旨の通知を受けた後、施工を行うこと。

第4節 施工前の浄化槽受入検査

1. 浄化槽施工業者は施工前における浄化槽の受け入れ検査を行うこと。
2. 重大な欠陥が認められた場合や補修が不可能な場合には、浄化槽の交換等の適切な処置を講ずること。

第3章 浄化槽の施工

浄化槽施工業者は、浄化槽工事を行う場合は、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。

第1節 本体工事

1. 仮設工事

- (1) 工事着手前に設計地盤を確認し、浄化槽設置場所の整地後、地縄張りをを行いレベル、位置、方向を決定するために遣り方を行う。
- (2) 現場作業者及び外部の者に対する事故防止のための安全対策を十分に行うこと。
- (3) 工事業者は、工事現場の適切な位置に浄化槽法第 30 条に規定する標識等を掲げること。

2. 掘削工事

- (1) 掘削に先立ち、掘削土の運搬方法等をあらかじめ定めておくこと。
- (2) 掘削は施工図に基づき所定の位置及び深さで行い、掘りすぎないこと。
- (3) 掘削は、周辺の状況・土質・地下水の状況などに適した工法とし、土砂が崩壊しないように関係法令に従い、適切な法勾配を確保するか、土留め工事を行うこと。また、必要に応じて水替え工事を行うこと。
- (4) 掘削の深さが 2 メートルを越える場合には、労働安全衛生法施工令（昭和 47 年 8 月 19 日政令 318 号）第 6 条第 9 号で定める地山の掘削の作業にかかる作業主任者を選任すること。
- (5) 土留め支保工等の組立又は解体の作業を行うときは、土留め支保工作業主任者を選任すること。
- (6) 上記によるほか、以下に該当する場合には、土留め工事の必要性を検討すること。
 - ① 掘削場所が建物や道路に接している
 - ② 敷地が狭く十分な掘削勾配がとれない。
 - ③ 軟弱地盤である。
 - ④ 湧水が多い。
 - ⑤ その他、法面崩壊のおそれがある場合。
- (7) 水替え工事
 - ① 水替え工事を釜場により行う場合は、ポンプの下に架台を設ける等、土砂等が吸い込まれないようにすること。
 - ② 水替え工事による排水は、沈砂柵を設ける等の措置を講じ、土砂等の流出を防ぐ措置を講ずること。

3. 基礎工事

- (1) 基礎等の厚さは切り込み砂利又は切り込み砕石で 10 センチメートル以上、捨てコンクリートは 5 センチ以上、鉄筋コンクリートは 15 センチ以上で配筋は異形鉄筋（D13-150）シングルとする。他に特記がある場合はこれに準ずる。

※参照「公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編」
- (2) コンクリートは原則として普通コンクリートを使用し、その設計基準強度は 1 平方ミリメートル当り 18 ニュートン以上、スランプは 18 センチメートル以下とする。レディーミクストコンクリートを使用する場合は、J I S 5308（レディーミクストコンクリート）への適合を認証されたものとする。

※参照「公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編」
- (3) コンクリートの骨材の大きさは原則として、砂利は 25 ミリメートル以下、砕石は 20 ミリメートル以下とする。

※参照「公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編」

- (4) 鉄筋は異形鉄筋を使用し、配筋工事にはスペーサーを使用すること。
- (5) 基礎コンクリートは、浄化槽を適切に据付できる十分な広さを確保すること。
- (6) コンクリートは適温養生すること。
- (7) 設置箇所が軟弱地盤、湧水が多い等やむを得ない理由がある場合は、2次製品の底版コンクリートを利用できることとする（事前に役場担当者と必ず協議すること。）。

4. 据付工事

- (1) 浄化槽本体の据付に先立ち、コンクリートが十分養生されているかを確認すること。
- (2) 浄化槽の吊上げ、据付は、玉掛け作業で行うこと。また、掘削壁面地盤の崩壊を防ぐための必要な措置を講ずること。
- (3) 浄化槽を吊上げる場合は必ず4点吊りとし、吊り角度は60度以下とすること。
- (4) 基礎コンクリートの異物等を除去しておくこと。
- (5) 据付後、槽の水平確認を行うとともに、流入及び放流管底のレベルが所定の位置にあることを確認すること。

5. 水張り

- (1) 埋戻前に規定水位まで水張りを行うこと。その後24時間以上放置し、漏水の有無を検査すること。
- (2) 漏水検査の結果漏水が認められる場合には、浄化槽の補修を行うこと。

6. 埋戻工事

- (1) 埋戻に先立ち、マンホール蓋、流入管、放流管等から土砂が入らないように必要な対策を行うこと。
- (2) 埋戻は良質土で行うものとし、深さ3分の1程度ずつ周囲を均等に突き固め、水締めを行うこと。また、水平を確認しながら行うこと。

7. 上部コンクリート工事

- (1) 上部コンクリート工事は、荷重に応じた仕様とすること。
- (2) 雨水等が槽内に浸入しないよう地盤面より3センチメートル以上高くすること。また、上部コンクリートは金ゴテ仕上げとし、水勾配をつけること。
- (3) 上部コンクリートを打つ場合は、埋戻土の突き固めが十分に行われ、地盤が安定したことを確認した後に行うこと。
- (4) 配筋に使用する鉄筋はD10-200を使用し、コンクリートの厚みは8センチメートルから15センチメートルの厚さとすること。なお、嵩上げを行う場合は特殊工事を参照すること。

第2節 付帯設備工事

1. ブロワ工事

- (1) ブロワの設置場所は、できるだけ直射日光を避け、寝室からなるべく離れた場所とすること。また、維持管理作業が容易に行える場所に設置すること。
- (2) ブロワの空気配管は、配管長さ5メートル以内で曲がりには5箇所以内を標準とし、規定の総風量が確保できるものとする。やむを得ず配管が長くなる場合は、空気配管の径を大きくするか、規定の吐出風量を確保できるブロワに替える等の措置を講ずること。

- (3) ブロワの基礎は地盤より 10 センチメートル以上高くし、ブロワ本体の外寸より 5 センチメートル以上大きくすること。また、ブロワの振動が建物基礎に影響を及ぼさない位置にすること。
- (4) 屋外に防雨型コンセントにてブロワ占用の電源を設けるとともに、専用の漏電遮断機を設けること。
- (5) ブロワの設置にあたっては、必要に応じ騒音・振動防止策を施し、アース工事が必要な機種にあつては、必ず設地工事を行うこと。

2. ポンプ工事

- (1) 流入管底が深く、原水ポンプ槽を設置する場合は、以下によること。
 - ①原水ポンプ槽から浄化槽へ汚水を移送する場合は、流量調整を行うこと。
 - ②1 日当たりの移送水量は、日平均汚水量のおおむね 2.5 倍に相当する水量とすること。
 - ③2 台以上備え、自動交互運転と流入水が多い場合の同時運転に対応できるようにすること。
 - ④ポンプ配管は、通常は V P 管と V P 管用継手を使用すること。
- (2) 放流先が浄化槽の放流管底より浅い場合や放流先までの配管に勾配がとれず、放流ポンプ槽を設置する場合は、以下によること。
 - ①放流ポンプ槽から放流先までの配管は、処理水が配管内に留まらないようにすること。
 - ②放流管は放流先の最高水位よりも高く設定すること。
 - ③浄化槽本体の臭突口には臭突管を設けること。やむを得ず臭突管を設けることが出来ない場合は、放流ポンプ槽に通気管を設けること。
 - ④2 台以上備え、自動交互運転と放流水が多い場合の同時運転に対応できるようにすること。
 - ⑤ポンプ配管は、通常は V P 管と V P 管用継手を使用すること。

第 3 節 配管工事

- (1) 生活排水は全て浄化槽に接続し、雨水や工場排水等は接続しないこと。
- (2) 屋外排水管の口径は 75 又は 100 ミリメートル以上とし、硬質塩化ビニル管 (V P 又は V U 管) を使用すること。
- (3) 浄化槽の流入・放流管の勾配は 100 分の 1 以上とすること。
- (4) 汚水枡の設置場所は、屋内排水設備の排水横支管の屋外に出た場所、45 度以上の屈曲点、2 系統以上の排水の合流点、段差が生じる箇所及び管径の 120 倍を超えない箇所並びに浄化槽の前後とすること。
- (5) 洗濯機排水口のようにトラップが無い場合は、トラップ枡を設置すること。また、器具トラップがある場合は、2 重トラップにならないようにすること。
- (6) 汚水枡は全てインバートを切り、蓋は密閉できる構造とすること。
- (7) 汚水枡の基礎は、良質な地盤の場合は 5 センチメートルの砂基礎を標準とし、十分突き固め、所定の高さに上げること。
- (8) 既設の配管を利用する場合は、破損状況、勾配等を確認すること。なお異常が認められた場合には、原則として布設替えすること。
- (9) 浄化槽の流入、放流管には雨水や給湯器等の排水管を接続しないこと。やむを得ず放流管側に接続する場合はトラップ枡を設けること。また、屋外給水排水管、汚水枡上に荷重物等を設

置しないこと。

第4節 特殊工事

1. 嵩上げ工事

マンホールの嵩上げは30センチメートル以内とすること。やむを得ず浄化槽本体を深埋めする場合には、ピット構造とし、擁壁を設けるなど補強を行う。

2. ピット工事

- (1) ピットは安全に維持管理が行えるように作業スペースを十分に確保すること。
- (2) ピット内の嵩上げは行わないこと。
- (3) ピットには雨水排水用の排水口を設けること。
- (4) ピット上部の蓋は、計量で耐久性があるものを使用すること。
- (5) ピットが深い場合は、昇降に支障がないようにタラップを設けること。

※参照 「浄化槽の設計・施工上の運用指針」

3. 支柱工事

- (1) 一般財団法人日本建築センターのFRP評定を取得した浄化槽（車輛総重量2,000キログラム以下）にあつては、支柱工事を省略することができるが、不特定の車輛が乗り入れ可能な場所に浄化槽を設置する際には、支柱工事を行うこと。なお、施工については、市町村浄化槽担当課に問い合わせること。
- (2) 支柱工事の仕様は、特記による。

※参照 「浄化槽の設計・施工上の運用指針」

4. 浮上防止対策工事

- (1) 地下水位が高く、浄化槽が浮上するおそれのある場合は、浮上防止金具の設置や槽の周壁の周りをコンクリートで固める等の浮上防止対策を施すこと。
- (2) 金具による浮上防止を施す場合には、基礎の鉄筋との結束を十分に行うこと。

5. 擁壁設置工事

- (1) 建築物の基礎及び道路端から原則として2m以上離すこと。又は、基礎、道路端から下方45度以内に浄化槽を設置しないこと。
- (2) やむを得ず土圧がかかる場所に設置する場合は、浄化槽本体の変形、破損を防止するため、土圧に応じた鉄筋コンクリートの擁壁を設けること。この場合、擁壁の構造計算書を添付すること。
- (3) 浄化槽と建築物との距離が十分でない場合において、擁壁を設けない場合には、浄化槽に土圧がかからないことを証明する書類を添付すること。

6. 臭突管設置工事

- (1) 臭突管はVP・VU管とし、近隣の状況を配慮し、風通しの良い場所に設置すること。
- (2) 立ち上げ高さは、軒上1メートル以上とする。また、隣家等付近の状況を考慮に入れ、苦情が生じない位置とすること。
- (3) 立ち上げ管は、強風等で倒れないよう支持金物を取り付けること。
- (4) 横引き管は、できるだけ短く立ち上げ管に向かって上り勾配となるよう配管すること。

7. 既設浄化槽の撤去工事

- (1) 浄化槽清掃業者に連絡をし、浄化槽の清掃（汚泥の引き抜き、洗浄等）、消毒を行う。
- (2) 浄化槽の掘り出し（上部コンクリートのはつり、土の掘り起こしを含む）を行う。
- (3) 浄化槽の基礎部分（基礎コンクリート、栗石等）の撤去を行う。
- (4) 掘り出した浄化槽は法令に基づき適正に処分すること。

第5節 試運転調整

- (1) 当該浄化槽の施工要領書に記載してある試運転調整チェックリストにより試運転調整を行うこと。
- (2) 上記（1）のチェックリストに記載が無い付帯設備を設けた場合には、付帯設備に添付してある試運転調整方法によること。

第6節 検査

1. 工事着手前事前確認

池田町浄化槽設置整備事業補助金にて浄化槽設置工事を施工する場合、浄化槽設置位置の丁張りが完了した時点で着手前現地確認を浄化槽設備士立会のもと実施するものとする。

2. 中間検査

池田町浄化槽設置整備事業補助金にて浄化槽設置工事を施工する場合、据付工事完了後に浄化槽設備士立会による中間検査を実施するものとする。

3. 完了検査

池田町浄化槽設置整備事業補助金にて浄化槽設置工事を施工する場合、事業実績報告書提出後に補助金交付申請者及び浄化槽設備士立会による完了検査を実施するものとする。

4. 検査日等

事前確認、中間検査及び完了検査の日には、補助金交付申請者もしくは浄化槽設備士による連絡を基に決定するものとする。

第4章 その他

- (1) 浄化槽整備事業の補助金制度を利用する際には、法的手続きのほか、工事着手前に補助金申請の手続きを完了させること。
- (2) 本基準に定めがない事項については、必要に応じて浄化槽担当課に問い合わせること。

この基準は、平成26年4月1日から適用する。